

建 第 9 0 5 号 の 4  
平 成 30 年 2 月 9 日

一般社団法人 新潟県建築士事務所協会  
会 長 坂 本 忠 志 様

新潟県土木部都市局建築住宅課長

**学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う建築士法並びに同法に基づく関係  
告示及び建築基準法に基づく関係告示等の一部改正について（通知）**

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が平成29年5月31日に公布され、同法附則第16条において建築士法（昭和25年法律第202号）の一部の改正も公布されました。併せて、建築基準法及び建築士法に基づく関係告示も改正されています。

この改正に伴い、国土交通省より、別添のとおり技術的助言がありましたので、通知します。

記

**1 改正内容**

H29学校教育法の改正により、新たに「専門職大学」及び「専門職短期大学」が制度化されたことに伴い、建築士法及び関係告示、建築基準法の関係告示について所用の改正を行ったもの。

**2 施行日**

平成31年4月1日から施行する。

【 担当 】  
建築指導係 渡辺(剛)・上村  
内線 3382